

# 高等教育の修学支援新制度

2020年4月から文部科学省の高等教育の修学支援新制度が実施されます。制度の対象となる、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学生については、授業料等の減免と併せて給付型奨学金が支給されます。希望する場合は4月初旬に開催される説明会に出席してください。なお、秋学期からの申請についても9月以降、実施予定です。

授業料等の減免		※入学金減免は2020年度生のみ対象です。			
減免額（年額） ※減免区分に応じて決定	授業料減免額（年額）		入学金減免額		
	区分1	700,000円	区分1	200,000円	
	区分2	466,700円	区分2	133,400円	
	区分3	233,400円	区分3	66,700円	
適用期間	最短修業年限内				

給付型奨学金					
給付額（月額） ※減免区分に応じて決定	自宅通学（月額）		自宅外通学（月額）		
	区分1	38,300円	区分1	75,800円	
	区分2	25,600円	区分2	50,600円	
	区分3	12,800円	区分3	25,300円	
適用期間	最短修業年限内				

◆申請資格について ... 以下の①学力基準、②家計基準、③資産基準の全てを満たしていることが必要です。

## ①学力基準

学年	対象となる成績	基準
1年次生	高校成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評定平均値 3.5 以上であること ※1</li> <li>もしくは</li> <li>●学修計画書にて学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</li> </ul>
上級生	大学成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各学年学科で GPA が上位 2 分の 1 以上であること</li> <li>もしくは</li> <li>●取得単位数が標準取得単位数以上であり、学修計画書にて学習意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※2</li> </ul>

※1. 1年次生は、成績の基準に満たなくても、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

※2. 標準取得単位数 = 卒業に必要な単位数 ÷ 修業年限（原則4年） × 申請者の在籍年数

## ②家計基準 ※世帯年収の上限額の目安となります。

【給与所得者の世帯（年間の給与収入金額）】

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	区分1	区分2	区分3
2人	本人、母	229	332	402
3人	本人、母、高校生	289	391	457
4人	本人、親A、親B（無収入）、高校生	295	395	461

※日本学生支援機構ホームページの「進学資金シミュレーター」で、ご自身の世帯が家計基準に該当するか、おおよその確認ができますので、ご利用ください。 <https://shogakukin-simulator.iasso.go.jp/>

## ③資産基準

申請者と生計維持者（※）の資産額の合計が 2,000 万円未満（生計維持者が1人のときは 1,250 万円未満）であること。

※生計維持者は父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（預貯金、有価証券等の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。

手続きの詳細については募集要項で確認してください。  
（4月説明会にて配布、また学生部 Web サイトにも掲載予定）